

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成25年度）（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期满了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	553	220	86	102	6	74		2		490
研究職	18	12	3	6	2	1				24
医療職	62	20	9	29		5				63
技能労務職	19	36	10	2	1	5				54
教育職	2,630	1,148	463	170	27	679	1	5		2,493
警察職	502	123	172	195	6	4		2		502
企業職	269	30	11	127	1	12				181
合計 (構成比)	4,053	1,589 (41.7%)	754 (19.8%)	631 (16.6%)	43 (1.1%)	780 (20.5%)	1 (0.0%)	9 (0.2%)	0 (0.0%)	3,807 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成25年度）

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	56	151	130	72	41	22	10	6
研究職	5	6	9	2	1	1		
医療職	8	13	9	2	2	1		
技能労務職								
教育職								
企業職	73	45	25	20	3	4	3	
合計 (構成比)	142 (19.9%)	215 (30.1%)	173 (24.2%)	96 (13.4%)	47 (6.6%)	28 (3.9%)	13 (1.8%)	6

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	53	74	129	12	13	9	2	3
医療職	10	2						
技能労務職								
教育職		1	3					
合計 (構成比)	63 (20.5%)	77 (25.0%)	132 (42.9%)	12 (3.9%)	13 (4.2%)	9 (2.9%)	2 (0.6%)	3

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職(教員)	182	279	12	218	
合計 (構成比)	182 (26.3%)	279 (40.4%)	12 (1.7%)	218 (31.5%)	0

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	29	11	6	2	1	
研究職	1			1	1	
技能労務職						
警察職	383	234	67	32	20	2
合計 (構成比)	413 (52.4%)	245 (31.1%)	73 (9.3%)	35 (4.4%)	22 (2.8%)	2

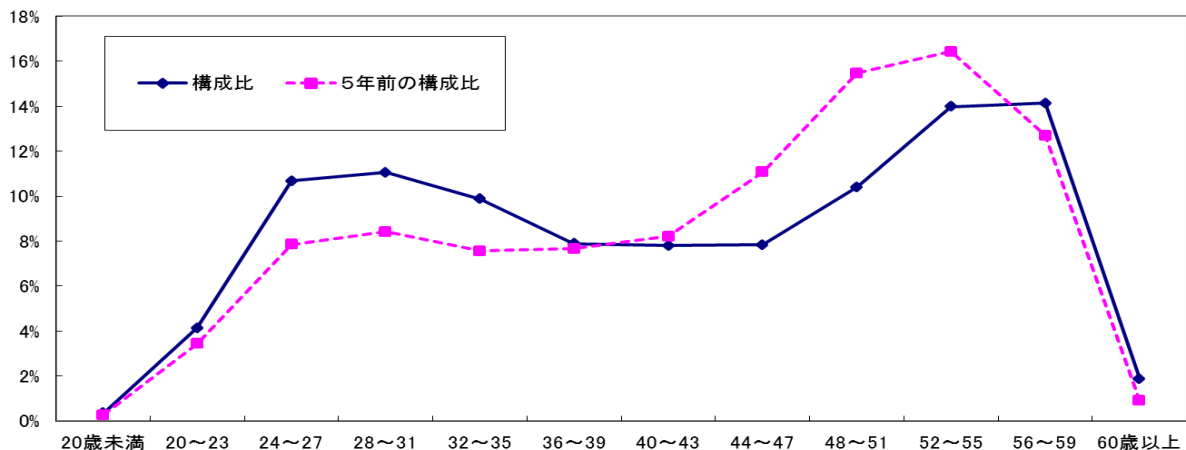
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	65	65	0	
	総務	1,148	1,142	▲6	県民案内業務の民間委託など
	税務	590	577	▲13	市町村支援体制の重点化など
	民生	1,013	1,024	+11	児童相談所の体制強化など
	衛生	1,262	1,265	+3	救急・周産期医療対策の強化など
	商工	310	311	+1	先端産業の研究支援など
	労働	209	202	▲7	再任用短時間職員への振替など
	農林水産	887	866	▲21	課の廃止など
	土木	1,256	1,243	▲13	派遣職員の減など
	小計	6,740	6,695	▲45	
	教育部門	40,823	41,028	+205	臨時的任用から本採用への振替など
	警察部門	12,364	12,504	+140	退職者の補充など
	小計	59,927	60,227	+300	
公営企業部門	病院	2,031	2,080	+49	小児医療センター移転に係る業務増など
	水道	324	324	0	
	下水道	117	118	+1	再任用短時間から一般職員への振替
	その他	80	82	+2	産業団地造成への対応など
	小計	2,552	2,604	+52	
合計		62,479	62,831	+352	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 223	人 2,601	人 6,712	人 6,944	人 6,199	人 4,951	人 4,899	人 4,919	人 6,534	人 8,785	人 8,880	人 1,184	人 62,831

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数の管理については、平成26年3月に策定した「埼玉県行財政戦略プログラム」において、不断に執行体制の効率化を図るとともに、社会経済情勢や県民ニーズに応じて真に必要な分野に職員定数を重点的に配分することとしています。

このため、業務改善や事務事業の見直しなどにより、毎年度、定数の1%以上の削減を行い、増員は原則として削減の範囲内で措置することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費
平成25年度	人 7,288,848	千円 1,633,446,137	千円 2,896,150	千円 593,624,445	% 36.3	% 38.7

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

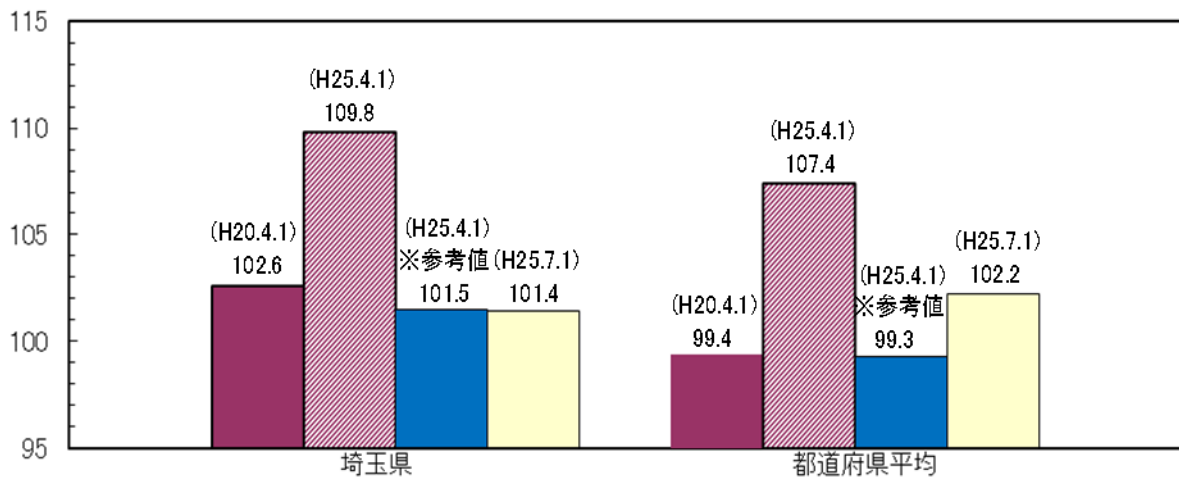
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 59,926	千円 261,578,555	千円 59,500,339	千円 102,260,306	千円 423,339,200	千円 7,064

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は総務省地方公務員給与実態調査に基づいたもので、総務省定員管理調査に基づく「1 職員の任免及び職員数に関する状況」の「(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由」の職員数とは異なります。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 「参考値」は、給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置（平成24年4月1日から平成26年3月31日まで）が無いとした場合の値です。

3 埼玉県は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与に関する地方交付税等の減額に伴う財政状況に対応するため、職員の給与の減額を行いました。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	342,094 円	431,166 円
技能労務職	54.3 歳	351,799 円	405,429 円
高等学校等教育職	45.5 歳	389,079 円	456,007 円
小中学校教育職	42.8 歳	360,672 円	418,890 円
警察職	37.9 歳	323,797 円	460,274 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります（以下(5)、(6)及び(7)に同じ。）。

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(一)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(二)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	178,800 円	191,600 円
	高校卒	144,500 円	155,700 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	158,600 円
	中学卒	131,150 円	139,550 円
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
	高校卒	154,900 円	170,300 円
小中学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
警察職	大学卒	207,300 円	221,800 円
	高校卒	179,000 円	187,500 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたものです（以下(6)に同じ）。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

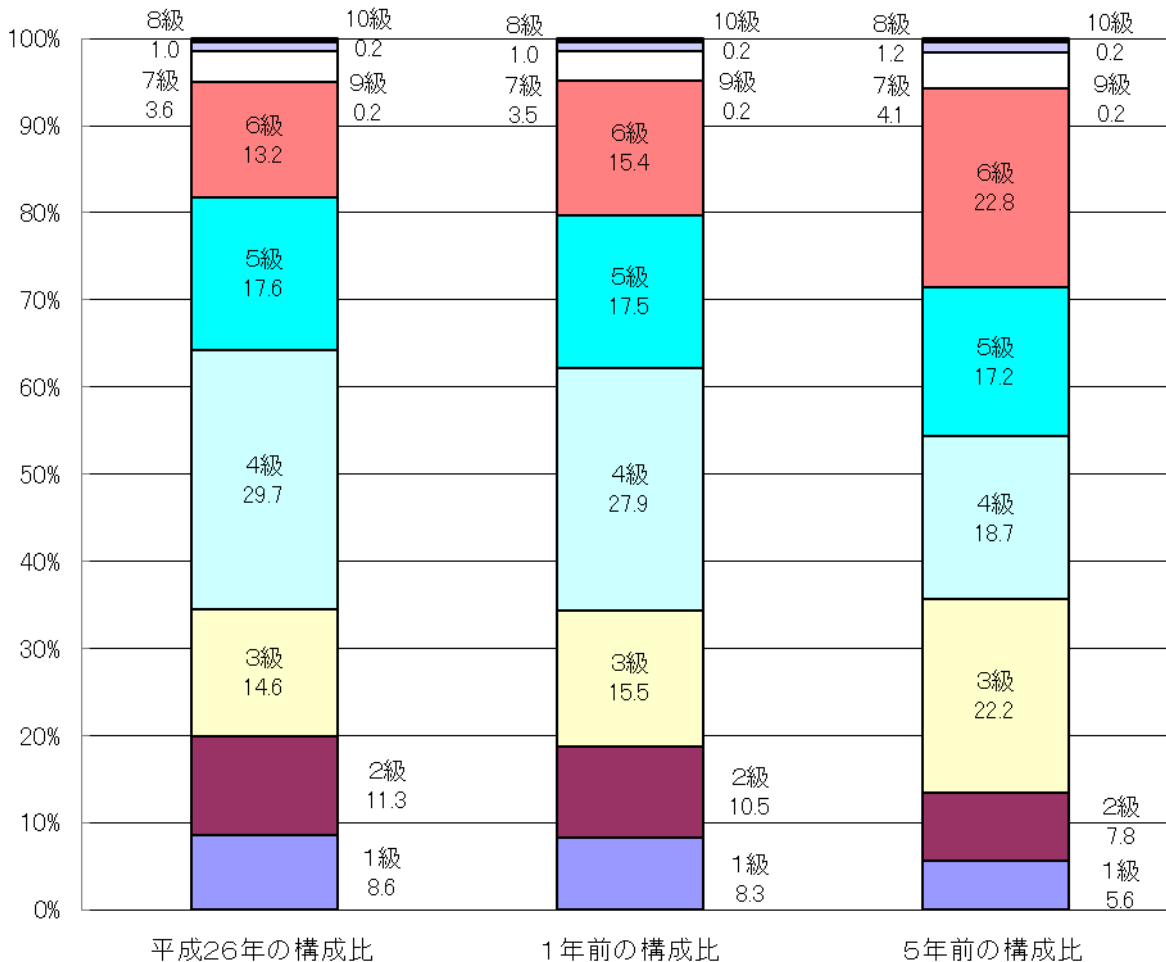
区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	290,343 円	377,131 円
	高校卒	241,248 円	348,382 円
技能労務職	高校卒	—	325,692 円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	340,031 円	420,929 円
	高校卒	263,770 円	329,571 円
小中学校教育職	大学卒	340,344 円	409,702 円
警察職	大学卒	313,650 円	405,637 円
	高校卒	269,560 円	374,462 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	主査 主任	主幹	副課長 主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 749	人 986	人 1,278	人 2,608	人 1,545	人 1,159	人 312	人 90	人 14	人 17	人 8,758
構成比	% 8.6	% 11.3	% 14.6	% 29.7	% 17.6	% 13.2	% 3.6	% 1.0	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（6～3以下の号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,615千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分（0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合（5段階）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

埼玉県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 4,975千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 24,572千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	18,991,019千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	317千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	60,089人
東京都特別区等	10%	33人
（医師・歯科医師）	15%	43人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	3,488,039千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	134千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度決算）	43.5%		
手当の種類（手当数）	26手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円

動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額370円~400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用する撮影又は透視作業	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額610円~730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円~370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円~2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円~6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回730円~1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	原発敷地内等での業務	日額660円~13,300円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1時間1,400円~1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額20,000円、日額180円~400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額900円~12,800円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	11,273,614 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	188 千円
支給実績（平成24年度決算）	11,543,926 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	193 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,924,160	千円 238
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 3,840,439	千円 373
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 123,645	千円 2,875
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,530,065	千円 127
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 37,900	千円 324
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 → 支給率4～16%	同	千円 449	千円 56
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 1,392,602	千円 344
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～20,000円	同	千円 1,248,079	千円 287
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000円～18,000円	同	千円 103,987	千円 539
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同	千円 3,334,552	千円 783
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 → 月額2,000円～8,000円		千円 2,753,600	千円 73
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)		千円 190,030	千円 368
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)		千円 233,786	千円 398
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%		千円 34,373	千円 264

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副 知 事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副 議 長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合) 2.065 月分 (2.95 月分)		
	副 知 事	2.655 月分 (2.95 月分)		
	議 長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,420,000 円×12×在職年数×0.6	40,896,000 円	任期毎
		1,134,000 円×12×在職年数×0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 1 期末手当の()内は、減額措置を行う前の支給割合です。

2 知事及び副知事はそれぞれ期末手当の20%、10%を減額しています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 1,692,349	千円 395,579	千円 177,922	% 10.5	% 15.3

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,971千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 30	千円 126,042	千円 41,580	千円 65,311	千円 232,933	千円 7,764

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5歳	338,734円	516,410円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,390千円						
(平成25年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45) 月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.35 月分					
(1.45) 月分	(0.65) 月分					
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%						

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	7,635 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成25年度決算)	263 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	29人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	3,275 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	182 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	62.1 %		
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	6,351 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	219 千円
支給実績 (平成24年度決算)	6,810 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	235 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 4,414	千円 276
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 314	千円 314
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,000	千円 214
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,710	千円 155

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 93	千円 93
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 2,593	千円 864

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 37,896,710	千円 3,767,324	千円 1,966,655	% 5.2	% 6.4

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費627,936千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 345	千円 1,414,958	千円 448,208	千円 742,249	千円 2,605,415	千円 7,552

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.7歳	346,916円	522,573円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成25年度決算)	1,402千円
(平成25年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.35 月分
	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 225千円	(勤奨・定年) 23,574千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	91,851 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	268 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	340人
東京都特別区等	10%	3人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	39,797 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	176 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	65.9 %		
手当の種類（手当数）		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	87,503 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	256 千円
支給実績（平成24年度決算）	90,239 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	269 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 37,289	千円 235
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 18,951	千円 332
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円（又は50,000円）以内	同		千円 0	千円 0

通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	同		千円 58,826	千円 183
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 492	千円 492
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 20,202	千円 137
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 133	千円 15
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 33,701	千円 991

（注）平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（3）地域整備事業

ア 職員給与費の状況

（ア）決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 4,838,135	千円 3,674,344	千円 185,925	% 3.8	% 9.9

（注）1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費110,726千円を含みません。

（イ）予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 39	千円 178,433	千円 43,310	千円 94,431	千円 316,174	千円 8,107

（注）職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.3歳	394,434円	602,808円

（注）1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算）	
1,694千円	
（平成25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成25年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	11,308 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	306 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	37人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	761 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	69 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	29.7 %		
手当の種類（手当数）		2手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	14,749 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	399 千円
支給実績（平成24年度決算）	7,364 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	205 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,248	千円 219
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,544	千円 318
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5,076	千円 137
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 73	千円 15
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 4,758	千円 952

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 40,885,684	千円 △1,857,969	千円 18,611,381	% 45.5	% 48.3

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費397,177千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 2,084	千円 8,499,666	千円 4,401,270	千円 3,219,533	千円 16,120,469	千円 7,735

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
37.1歳	336,344円	593,934円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算）	1,416千円	
(平成25年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

- (注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勤奨・定年)
(平成25年度決算)	1,149千円	20,700千円

- (注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	645,493 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	317 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内（医師）	15%	244人
埼玉県内（医師以外）	7%	1,840人

- (注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	324,385 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	308 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	51.8 %		
手 当 の 種 類 (手 当 数)		8 手 当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円~2,500円

夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,456,564千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	863千円
支給実績(平成24年度決算)	1,448,798千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	934千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 141,153	千円 233
住居手当	①借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 143,100	千円 328
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円以内	同		千円 771,390	千円 3,311
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 202,292	千円 137
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 972	千円 486
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、4,200～20,000円	同		千円 179,584	千円 364
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000～18,000円	同		千円 4,161	千円 143
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 239,838	千円 335
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額62,900円～139,600円	同		千円 86,812	千円 1,157

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 32,854,190	千円 △2,534,017	千円 703,316	% 2.1	% 2.9

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費362,674千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 120	千円 522,004	千円 131,552	千円 259,316	千円 912,872	千円 7,608

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.4歳	380,262円	574,046円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,512千円						
(平成25年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45) 月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.35 月分					
(1.45) 月分	(0.65) 月分					
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%						

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	35,239 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	29 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	120人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	38 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	2 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	18.3 %
手当の種類（手当数）	4手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	52,904 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	557 千円
支給実績（平成24年度決算）	54,819 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	554 千円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(カ) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 16,644	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 7,057	千円 307
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円（又は50,000円）以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	同		千円 14,832	千円 239
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 600	千円 27
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 30	千円 15
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 12,536	千円 964

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

<知事及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

平成25年の職員1人当たりの平均使用日数は、8.9日でした。

(3) 病気休暇の取得状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

任命権者名	取得者数
知事等	325
教育委員会	1,222
警察本部長	149
計	1,696

(4) 特別休暇の状況（平成26年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																													
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																													
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">日数</th> </tr> <tr> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親族</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		日数		血族	姻族	親族	10日		配偶者	10日		1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
	日数																													
	血族	姻族																												
親族	10日																													
配偶者	10日																													
1親等直系尊属	7日	3日																												
1親等直系卑属	7日	1日																												
2親等直系尊属	3日	1日																												
2親等直系卑属	1日	—																												
2親等傍系者	3日	1日																												
3親等傍系尊属	1日	—																												
11 父母等の追悼のための休暇	1日																													
12 夏季休暇	5日																													
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																													
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																													
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																													
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																													
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																													
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間																													
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																													

(5) 介護休暇の取得状況（平成25年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	14	14	1	10	3					
女性職員	42	42	5	23	13	1				
計	56	56	6	33	16	1	0	0	0	0

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	14	11	3		14	2	3	2			7
女性職員	42	41	1		42	9	11	5	3	2	12
計	56	52	4	0	56	11	14	7	3	2	19

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

4 職員の休業に関する状況（平成25年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

(注) 上段は、平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1		1					
女性職員								
計	1	0	1	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員			1		1
女性職員					0
計	0	0	1	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	3	2	1
女性職員	4	3	1
計	7	5	2
	0	0	0

(注) 上段は、平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	3			2		1		
女性職員	4			2	1	1		
計	7	0	0	4	1	2	0	0

ウ 承認期間（単位：人）

	承認期間				
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	合計
男性職員		3			3
女性職員	1	2	1		4
計	1	5	1	0	7

(3) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成25年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性職員	20	5	2	1,392	14	1	
	2	3					
女性職員	942	200	99	867	845	36	53
	967	177	119				
計	962	205	101	2,259	859	37	53
	969	180	119				

(注) 上段は、平成25年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成25年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	14	4	1		1		20
女性職員	46	284	226	209	90	87	942
計	60	288	227	209	91	87	962

(イ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員	4		1				5
女性職員	120	36	8	12	24		200
計	124	36	9	12	24	0	205

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	1	2	2		5
女性職員	44	75	47	34	200
計	45	77	49	34	205

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員		1		1	2
女性職員	9	12	4	74	99
計	9	13	4	75	101

(4) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

(注) 上段は、平成25年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（平成25年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員		1		1
女性職員				0
計	0	1	0	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

(1) 分限処分者数 (単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
		1	1	732	768			733	769		

(2) 処分事由別分限処分者数 (単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)			1	1					1	1		
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)					730	766			730	766		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					2	2			2	2		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計	0	0	1	1	732	768	0	0	733	769	0	0
法第28条第4項により失職した者												

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます（以下同じ。）。

(3) 懲戒処分者数 (単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
10	8	20	9	16	9	16	9	62	35

(4) 処分事由別懲戒処分者数 (単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	4	5	7	2	3	2	8	2	22	11
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)		2	2		1				3	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	6	1	11	7	12	7	8	7	37	22
合計	10	8	20	9	16	9	16	9	62	35

6 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成25年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 適宜、課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会（教員）	校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、学校において職員会議等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した（県立学校）。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する機会教養を実施した。 ・ 職務倫理（サービスを含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施した。

イ 職員への周知の状況（平成25年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成25年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（平成25年度）

営利企業等の従事制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業等への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,102	大学等の非常勤講師、講演等の講師、柔剣道の術科審判員
教育委員会	2,913	
警察本部長	91	
計	4,106	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成25年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成25年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成25年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 81回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～8日	2,398人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修 32コース 53回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,054人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 5コース 5回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～4日	314人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 14コース 53回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～3日	1,429人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	5～25日	3,794人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 19講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～10日	1,629人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 37講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～4日	1,852人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	745人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務を執行する上で、必要な基本的知識及び技能を修得させるため、職務の階級別に区分に従い実施する研修 7課程 24回	それぞれの職務の階級別に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間～ 4か月	865人
部門別任用科	職務を執行する上で、必要な専門かつ高度な技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 5回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	2週間～ 4週間	149人
専科教養	特定の分野に関する専門的かつ細心の知識及び技能を修得させるために実施する研修 30課程 54回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日～ 4週間	1,522人
講習	特定に分野に関する専門的かつ最新の知識を修得させるために実施する研修 225課程 1,364回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日～ 340日	42,687人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 														
対象職員	一般職の職員														
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 														
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○主幹級以上の職員 実績評価（最終評価） <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	
評語	内容	分布制限													
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内													
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内													
B	実績が良好である														

	<table border="1"> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> <td></td> </tr> </table>	C	実績がやや良好でない		D	実績が良好でない																			
C	実績がやや良好でない																								
D	実績が良好でない																								
	<p>・能力評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table>	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる								
評語	内容	分布制限																							
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																							
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																							
B	職位における期待水準である	分布制限なし																							
C	職位における期待水準を下まわる																								
D	職位における期待水準を大きく下まわる																								
	<p>○主査級以下の職員</p> <p>・実績評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>s</td> <td>職位に期待される役割を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>職位に期待される役割をやや上まわる</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>職位に期待される役割をあげている</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>職位に期待される役割をやや下まわる</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>職位に期待される役割を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> <p>・能力評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table>	評語	内容	s	職位に期待される役割を大きく上まわる	a	職位に期待される役割をやや上まわる	b	職位に期待される役割をあげている	c	職位に期待される役割をやや下まわる	d	職位に期待される役割を大きく下まわる	評語	内容	S	職位における期待水準を大きく上まわる	A	職位における期待水準を上まわる	B	職位における期待水準である	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容																								
s	職位に期待される役割を大きく上まわる																								
a	職位に期待される役割をやや上まわる																								
b	職位に期待される役割をあげている																								
c	職位に期待される役割をやや下まわる																								
d	職位に期待される役割を大きく下まわる																								
評語	内容																								
S	職位における期待水準を大きく上まわる																								
A	職位における期待水準を上まわる																								
B	職位における期待水準である																								
C	職位における期待水準を下まわる																								
D	職位における期待水準を大きく下まわる																								
評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。																								
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																								

<教育委員会（教員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目標による管理の手法の導入 ・実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価 ・複数の評価者による評価 ・評価結果のフィードバック ・評価結果の活用(人材育成、人事管理等) ・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置 										
対象職員	・すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)										
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日：2月1日 ・評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 										
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容										
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている										
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである										
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である										
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている										
評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。										
その他	評価者研修会を実施（教育委員会主催）										

<警察本部長>

評価制度の概要	勤務評定は、実績評定及び能力評定の区分により実施している。 1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。 2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評定日 : 12月1日 (2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評定結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,684人	全 員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,582人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,901人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 265人	36、46、51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 3,323人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元 気 回 復	スポーツ大会	バレーボール外 1,800人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 20,929人	全 員		○	
	その他	体育文化活動の促進 16件	該当団体		○	
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 365人	30歳以上の希望者	○	○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドッグ	1泊ドッグ、1日ドッグ、脳ドッグ等 29,286人	希望者		○	○
	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 375人	全員	○		
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,803人	全員	○		
	結核検診(県立学校)	胸部X線 7,654人	全員	○		
	がん検診	胃 2,978人	35歳以上 希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 54,646件	全員		○	○
そ の 他	ライフプラン セミナー	年代別及び禁煙プログラムのセミナーの開催 3,356人	希望者 (40歳以上)	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 5,880人	全員 (35歳以上の人間ドック希望者を除く。)	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 6,234人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 475人	希望者		○	
元気回復	アフォーファイブ セレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 9,787人	希望者			○
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 1,329人	該当者	○	○	
	各種厚生事業	各種保険事業	該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 222,629件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金 等 1,694件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金 等 1件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付給付、一部負担金払戻金 1,657件	該当者		○	

長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 341件	該当者		○	
--------------	---------	-----------------	-----	--	---	--

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費等 831,045件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 8,325件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 9件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 10,143件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	障害共済年金等 80件	該当者		○	

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 309,156件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,210件	該当者		○	
		災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 3,191件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 745件	該当者		○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成25年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	64	15	79
教育委員会	339	24	363
警察本部長	250	27	277
合計	653	66	719

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成25年度）

（1）採用試験の実施状況（平成25年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加付内の年齢は平成25年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成4年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成26年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 平成25年6月30日	第1次合格発表日 平成25年7月9日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 （一般行政、警察 事務は50問出題 （選択解答制） 40問解答）120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	福祉		第2次試験日 平成25年7月16日 ～8月12日	最終合格発表日 平成25年8月29日	
	心理				
	設備				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 平成2年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、獣医師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 平成2年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 			

	保健師 保健師(警察)		・昭和58年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人			
	管理栄養士		・昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 ・平成4年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人			
職員採用 初級試験	一般事務	市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験	・平成4年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 平成25年9月29日	第1次合格発表日 平成25年10月9日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
警察事務職員採用初級試験	第2次試験日 平成25年10月17日 ～10月31日			最終合格発表日 平成25年11月28日	専門試験(栄養士、司書) 択一式40問 120分	
免許資格職職員 採用試験	栄養士			第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査		
	司書		・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成26年3月31日までに国家試験で取得見込みの人			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	・昭和29年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 平成25年9月29日	第1次合格発表日 平成25年10月22日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 平成25年11月3日	第2次合格発表日 平成25年11月19日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査
	総合土木	第3次試験日 平成25年12月1日		最終合格発表日 平成25年12月12日	第3次試験 人物試験 II 個別面接	
	海外活動等経験者区分	一般行政	・昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			

警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年5月12日	第1次合格発表日 平成25年6月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分 第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査 (国際捜査 I 類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	II類	・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学 又は専修学校(2年制以上の専門課程 で年間授業時数が680時間以上のもの に限る。)を卒業した人又は平成26 年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成25年6月8日 ～7月31日	最終合格発表日 平成25年8月22日	
	III類	・昭和58年4月2日～平成7年4月1日に生 まれた人で、I類・II類に該当しな い人(18歳～29歳)			
	国際捜査 I類	・前記 I 類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの 人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年9月22日	第1次合格発表日 平成25年10月15日	
	II類	・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又 は専修学校(2年制以上の専門課程で年 間授業時数が680時間以上のものに限 る。)を卒業した人又は平成26年3月ま でに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成25年10月19日 ～11月29日	最終合格発表日 平成25年12月20日	
	III類	・昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生 まれた人で、I類、II類に該当しない 人(17歳～29歳)			
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの 人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年5月12日 ～9月29日	第1次合格発表日 平成25年7月上旬 ～11月上旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	III類	・昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生 まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～29歳)	第2次試験日 平成25年8月10日 ～11月30日	最終合格発表日 平成25年12月20日 平成26年1月24日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験	一般行政	112	3,070	1,966	483	401	160	12.3	
	福祉	10	108	77	41	37	12	6.4	
	心理	1	34	19	9	8	2	9.5	
	設備	23	171	113	89	70	27	4.2	
	総合土木	32	178	126	98	78	38	3.3	
	建築	5	58	42	24	18	7	6.0	
	化学	6	149	103	25	22	7	14.7	
	農業	2	37	24	10	8	2	12.0	
	林業	1	19	14	8	6	1	14.0	
警察事務職員採用上級試験		40	537	337	161	149	50	6.7	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		13	658	464	59	55	16	29.0	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	12	81	57	50	46	16	3.6	
	獣医師	10	31	25	24	21	17	1.5	
	保健師	5	51	38	24	24	6	6.3	
	保健師(警察)	1	8	6	3	3	1	6.0	
	管理栄養士	1	87	58	8	8	1	58.0	
	栄養士	1	43	30	8	6	2	15.0	
	司書	11	380	293	45	41	11	26.6	
職員採用初級試験	一般事務	6	198	159	34	28	8	19.9	
警察事務職員採用初級試験		9	205	166	32	29	12	13.8	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12	214	187	55	49	21	8.9	
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	3	273	162	11	10	2	-
		設備	2	48	36	9	9	2	
		総合土木	6	88	59	10	10	2	18.0
	海外活動等経験者区分	一般行政	2	34	26	11	11	4	13.0
職員採用試験 計		326	6,760	4,587	1,331	1,115	423	10.8	

※ 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	300	4,165	2,620	1,676	1,359	485	5.4
警察官男性	II類	40	1,251	820	372	251	83	9.9
警察官男性	III類	170	2,368	1,434	908	743	236	6.1
警察官女性	I類	43	916	480	217	182	66	7.3
警察官女性	II類	15	440	196	132	91	29	6.8
警察官女性	III類	25	670	282	165	139	34	8.3
国際捜査	I類	3	24	20	14	11	3	6.7
武道・体育指導	I類	4	6	5	4	4	2	2.5
県外募集	I類	32	621	519	127	90	37	14.0
県外募集	III類	28	906	607	109	74	41	14.8
警察官採用試験 計		660	11,367	6,983	3,724	2,944	1,016	6.9

(2) 採用選考の実施状況（平成25年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	63	63
定例選考 ※2	274	201
身体障害者選考	27	7

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成25年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 207	人 162	倍 1.3	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成25年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成25年5月18日 第2回 平成25年9月7日	平成25年6月5日 平成25年10月3日	作文試験 1題 120分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者を 対象とした 選考	27	7	3.9	昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(17歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成25年9月13日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成25年10月20日 第2次選考 平成25年11月21日	1次合格発表日 平成25年11月12日 最終合格発表 平成25年12月20日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成25年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,286	人 1,269	人 291	人 290	人 113	人 113	人 74	倍 17.1
警部補	2,016	2,002	512	509	323	322	215	9.3
巡査部長	2,782	2,769	612	609	497	497	386	7.2

(4) 昇任選考の実施状況（平成25年度）

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	18	18
副部長級	56	56
課長級	79	79
副課長級	156	156
主幹級	368	368
主査級	390	390
警部	140	140
警部補	302	302
巡査部長	329	329

職員の任用に関する規則第20条第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	307人	199人	54人	75人	37人	7.4倍

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成25年10月17日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の給与等について報告（意見）を行った。

- 1 公民給与較差に基づく給与改定
 - ア 月例給 公民給与較差が小さいことから、給料表、諸手当とも改定なし
 - イ 特別給 職員の年間支給月数（3.95月）と民間の年間支給割合（3.94月）とがおおむね均衡していることから改定なし

【参考】
平成25年7月からは、給与に関する地方交付税等の削減に伴う財政状況に対応するため、職員の給与が特例的に減額されており、職員が実際に受ける給与額は本来の給与額より相当程度低い
- 2 適切な給与制度の確立
 - ・ 50歳台後半層の給与水準の上昇を抑えるため、国は昇給・昇格制度の改正を行ったところであり、他の都道府県においても見直しが進められている
 - ・ 本県においても、昇給・昇格制度について、適切に見直しを行うことが必要
- 3 給与勧告制度への適切な対応
 - ・ 特例減額の終了後、本報告に基づく本来の給与水準が確保されることが必要
- 4 高齢期の雇用問題
 - ・ 雇用と年金の確実な接続を図るため、定年退職者が年金支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務の再任用を進め、短時間勤務も選択できる運用とすることが必要
 - ・ 再任用を希望する職員の増加が見込まれることから、調査、研究のほか、許認可や施設管理など、再任用の職員が担う職域の拡大が必要
- 5 勤務環境等の整備
 - ・ 長時間に及ぶ時間外勤務については、事務の根源的な見直しや徹底した簡素化に取り組むことが重要
 - ・ 「残業ゼロ期間」などの具体的な取組による時間外勤務の徹底した管理と、年次休暇等の取得促進が必要
 - ・ 育児や介護などのためのワークライフバランスに資する制度を職員が利活用しやすいものとなるよう、互いに支え合い、協力し合う職場環境の整備が重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成25年度中に処理したもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成24年（措） 第1号事案	公立学校 教諭	勤務時間に関する事等	24. 9. 13	25. 5. 21 一部認容 一部棄却 一部却下	

(2) 係属中のもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成24年(措)第2号及び 平成25年(措)第1号事案	知事部局職員	給与に関する事等	(平成24年(措)第2号) 24.11.27 (平成25年(措)第1号) 25.5.29	係属中	審査併合 (25.6.6)
平成25年(措)第2号事案	公立学校教諭	研修に関する事	25.8.7	係属中	

係属中 計2事案3件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成25年度中に処理したもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 6事案	埼玉県教育委員会	減給、戒告	昭49.5.7 外	26.3.20 審査終了	6事案11件
平成20年(不) 第2号事案	知事	停職	20.11.10	25.6.6 棄却	
平成23年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	23.6.22	26.3.20 棄却	
平成24年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	転任	24.4.23	26.1.23 却下	

処理 計9事案14件

(2) 係属中のもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 125件	
平成25年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	減給	25.3.8	係属中	
平成25年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	25.5.20	係属中	

係属中 計14事案127件